

## 金属製品、複合素材製品類の分け方と出し方

### 金属製品

※缶類・びん類と同じ日に別途回収

- 食用及び飲料用以外の缶類や金属製のものです。
- ざる、しゃもじ、スプーン、フォーク等の金属製の台所用品など。
- 取手などの一部が金属以外でも金属製品として取り扱います。
- 金属製品として出せる大きさは、金属製品用コンテナからはみ出さない大きさとし、コンテナからはみ出すものは、粗大ごみとなります。



### 金属・複合素材製品類

#### 【出し方】

- 金属製品用コンテナに入れて出す。
- 午前8時30分まで出す。

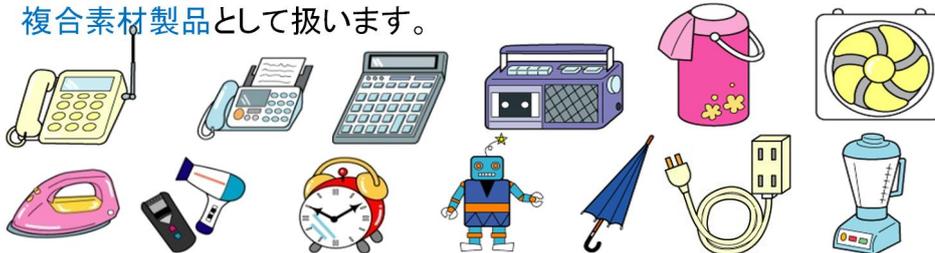
月1回収集



### 複合素材製品

※缶類・びん類と同じ日に別途回収

- 金属を含む2種類以上の素材で出来たものです。  
(金属+プラスチック、金属+布、金属+ガラスなど・・・)
- 電卓、ドライヤー、ラジカセ等の小型の電化製品が対象です。
- 複合素材製品類として出せる大きさは、複合素材製品用コンテナからはみ出さない大きさとし、コンテナからはみ出すものは、粗大ごみとなります。ただし、傘はコンテナの長さを超えますが複合素材製品として扱います。



### 金属・複合素材製品類

#### 【出し方】

- 複合素材製品用コンテナに入れて出す。
- 午前8時30分まで出す。

月1回収集



## 粗大ごみについて（ごみ集積所では回収しません）

### ◆粗大ごみの処理基準

- 家庭で使用された大型の不要品で、清掃センターで処理可能なものに限り、回収します。
- 燃えるごみ、資源ごみ、金属製品、複合素材製品であっても指定の袋やコンテナからはみ出すものは、粗大ごみとして取り扱います。また、指定の袋やコンテナに入る大きさであっても、清掃センターに搬入された際に広がってしまうものや、長いものもそのままの大きさであれば粗大ごみとして取り扱います。
- 家電リサイクル法に定める家電製品(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン)を搬入する際には、郵便局で販売している「家電リサイクル券」が必要です。
- 清掃センターで処理が困難なものは、販売店や専門業者にご相談をお願いします。  
(例) ピアノ、住宅廃材(外壁材・浴槽・便器・断熱材入りの畳など)、農業用ビニール、農機具など



○直接搬入できない方は…粗大ごみ訪問収集専用電話番号へ（☎0223-35-3020）